

電子契約サービス（クラウドサイン）に係る質問への回答

番号	質問	回答
1	保証等についてはどのように提出すればよろしいでしょうか	保証書、着手届、技術者届、工程表、しゅん工届、請求書などはこれまで同様紙ベースで提出をお願いします。
2	内容により契約の決裁権限者が異なる場合はどうすれば良いですか？	その都度決裁権限がある方のメールアドレスをご連絡ください。
3	契約書のひな形は示していただけますか	契約書に記載する内容は変更ありませんので、これまで使用していた契約書のひな形をお使いいただいて問題ありません。
4	電子押印する場合、どのような電子印鑑を用意しておけばいいのでしょうか？実際の印を PDF 化したものでいいのでしょうか？	受信者の皆様に電子印鑑（実際の印鑑の印影など）をご準備いただく必要はございません。紙の契約書で押印する行為に代えて、電子契約ではウェブブラウザ上で「同意して確認完了」というボタンを押していただくことになります。
5	ダウンロードした契約書を PC 上でコピーした場合、署名も含めコピーされますでしょうか？	コピー可能であり、元が正しい原本なら原本性は維持されます。ダウンロードした締結済みの契約書を PC 上で複製した場合、署名を含む状態でファイルが複製されます。署名では「いつ・誰が・何を合意したのか」を証明しています。
6	代表者個人あてのメールアドレスが無い場合、会社全体で使っているメールアドレス使用でも良いのでしょうか？	基本的には、契約する権限をお持ちの方が特定できるメールアドレスの利用を推奨しています。会社全体で共有しているメールアドレスの場合、本来契約する権限を有さない方でも確認依頼のメールを読んで勝手に合意してしまうといった無権代理のリスクが存在します。そのようなリスクを低減するためにも、個人のメールアドレスのご利用をおすすめします。
7	PDF が原本とのことですが、コピーや移動は簡単に出来るのでしょうか。	クラウドサインのサービスからダウンロードした PDF ファイルの複製や配置するフォルダの移動は可能です。通常の PDF ファイルと同様に扱っていただけます。

8	決裁は代表者になりますがメールアドレスはどのように交換すれば良いのでしょうか？	役場窓口、電子メール、FAX 等で町担当者までお知らせください。
9	ダウンロードした契約書を印刷した場合、署名も含め印刷されますでしょうか？	ダウンロードした契約書の PDF ファイルを印刷した場合、署名に関する情報（いつ・誰が合意したか等）は印刷されません。印刷した契約書はあくまで契約書原本の控えという位置づけになります。 またクラウドサインのフリープランにご登録いただくと、各締結済み契約書について「合意締結証明書」を出力することが可能です。 「合意締結証明書」とは、いつ誰がどの書類について合意をしたかということが簡単に確認できるよう、「クラウドサイン」を運営する弁護士ドットコム株式会社名義で発行する証明書です。
10	契約内容の変更が生じた場合にはどうなるのでしょうか。	紙で締結する契約書で契約内容に変更が生じた場合、覚書や変更契約などを新たに取り交わすこととなるかと思います。電子契約でも同様に、契約内容を記した新たな覚書や変更契約を締結していただくことになります。

※質問事項については、事業者の皆様から記入があった原文をそのまま使用しております。